

フィットテスト機器整備事業（間接補助金）【新規】

令和4年度要求額 122,960千円

- 金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性が認められ、神経機能障害を発生させる。
このため、法令改正により、屋内の溶接作業等では、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具を選定、使用するとともに、1年以内ごとに1回、**フィットテストの実施（適切に装着されていることの確認）が義務付けられた**（令和5年4月1日全面施行）。
- 溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼり、そのほとんどが資力の乏しい中小企業であるが、中小企業においては、年1回のテストのために高価な測定機器を備え付けることは困難である。
- 現段階では、測定機器をレンタルする事業者や出張測定等を行う事業者も限られることから、中小企業事業者等の委託を受けてフィットテストを実施する機関のフィットテストの実施体制が整備されるよう、これらの測定機関に対して、フィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助（間接補助金）することにより、中小企業事業者等が改正特化則で義務付けられたフィットテストを円滑に実施できるインフラ体制を整備する。補助対象については、作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関に補助を行うことで、中小企業等の負担が少なく、効果的、効率的なフィットテストが可能となることから、これらの機関がテストに対応できるよう機器を購入する場合、補助するもの。



【金属アーク溶接等作業と呼吸用保護具の例】



【フィットテストと機器】



※公募による。

定量的フィットテスト測定機器

マスク内部と外部の物質の濃度を測定し、その比較によりマスクが適切に装着されているか測定するもの。対象経費はフィットテスト測定機器本体（本体に標準装備されている付属品を含む）の購入に要する経費（消費税は除く）。

補助率 1/2 上限50万円（1事業場1台まで）